

地域防災拠点におけるペット対策について

震災等の大規模災害が発生した時、地域防災拠点（以下「拠点」）へ犬猫等のペットを連れて避難してくる（同行避難と言います）避難者が一定の割合でいます。拠点は多くの被災者が避難生活を送る場所であり、円滑な運営を行う上でトラブル防止のためにあらかじめペット同行避難を想定した対策をとっておくことが大切です。

生活衛生課では、各拠点でのペット対策を進めていただくため、次のような支援を行っています。ご希望がありましたら、拠点参与または裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 地域防災拠点運営委員会での支援

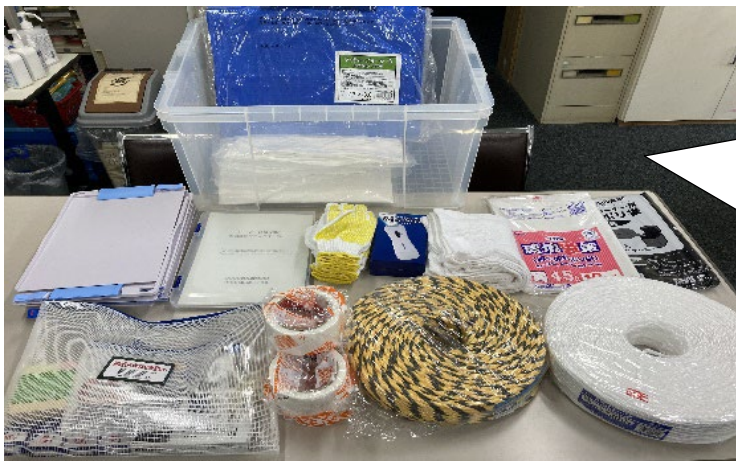
地域防災拠点運営委員会で「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」の説明を行います。

また、一時飼育場所の設定などのペット同行避難受入れに関する具体的なルールづくりのお手伝いをさせていただくとともに整備ができ次第、希望する拠点には「ペット同行避難スペース開設・避難受付スターターキット※」を配布します。



（※） ペット同行避難スペース開設・避難受付スターターキットとは

ペット同行避難の受付を円滑に進めるため、同行避難者受付用の様式や事務用品、予備のペットシートなど、開設時に取り急ぎ使う物品をセットにしたもの
セットの中には各拠点に合わせた開設・受付の手順書(ミッションカード)を同梱します



《スターターキット内容物》

- ・同行避難者用受付バインダー
- ・文房具
- ・区分け用ロープ
- ・ペットシート
- ・養生テープ
- ・ブルーシート
- ・懐中電灯
- など

2 地域防災拠点開設・運営訓練の支援

各拠点で行う開設・運営訓練の際に、次のような支援を行います。

- (支援例)・災害時のペット対策に関するパネル展示など
- ・ペット同行避難訓練の実施など



3 研修会等の実施

地域で開催する防災研修会等で、災害時のペット対策に関する啓発・講習を行います。

- (内容)・地域防災拠点でのペット一時飼育場所の検討について
- ・ペット同行避難訓練等の取組み事例について
- ・災害時に必要なペットのための日頃の備えやトレーニングについて

ペットの一時飼育場所設定の報告(お願い)

一時飼育場所を設定していない拠点について、令和6年度新たに設定された場合は、別紙の報告様式にて拠点参加を通じてご報告ください。

(※すでに一時飼育場所が設定されている場合も、どの場所に設定しているのかご報告いただきますようお願いいたします)

- ・報告期限：令和7年3月14日(金)まで
- ・報告様式：ペットの一時飼育場所等報告書(別紙)

ペットの一時飼育場所事例集について

具体的な設定場所の例や写真等を掲載しています。
検討の際にご活用ください。

- ◆ 動物飼育小屋の事例
- ◆ 校庭や校舎裏の事例

など



災害時ペットの
一時飼育場所設置事例集



【問い合わせ先】

横浜市神奈川福祉保健センター
生活衛生課 環境衛生係
山口、橋本、本橋
電話 411-7143 / FAX 411-7039

報告様式

ペットの一時飼育場所等報告書

年 月 日

(提出先) 各地域防災拠点参与

FAX

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に設定しました。

ペットの一時飼育場所：

(図面や写真等場所が分かる資料の添付でも可)

相談事項、備考

報告期限 令和7年3月14日(金)

* 拠点参与の皆様は区総務課へ提出をお願いします。